

総務省行政相談センター

まぐみみ神奈川

令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
神奈川行政評価事務所では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● **電話**による相談受付：平日 8：30～17：00

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

● **来所**による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎3階
神奈川行政評価事務所 きくみみ神奈川

● **インターネット**による相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

● **FAX**による相談受付

045-664-9316



まぐみみ神奈川



総務省行政相談センター

総務省 神奈川行政評価事務所

〒231-0023

横浜市山下町37-9 横浜地方合同庁舎3階

電話：045-641-2832

FAX：045-664-9316

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報について、令和元年10月21日時点の神奈川行政評価事務所が独自に情報収集したものに基つき作成しております。各機関等での支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、神奈川行政評価事務所ホームページ(下記URL 参照)の「【特設情報】〈令和元年台風19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanagawa.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号の災害においては、神奈川県内の19市町村が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（11市7町1村）】

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村

- 3 なお、9月の台風15号により被災された方についても、当該情報を参考として下さい。



住まいや身の回りのこと

- 1 り災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 6)



お金のこと

- 3 生活再建のための支援金 (P. 8)
- 4 災害弔慰金等の支給 (P. 9)
- 5 災害援護資金の貸付 (P. 9)
- 6 生活福祉資金の貸付 (P. 9)
- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 10)
- 9 雇用保険失業給付の支給等 (P. 10)



役所の手続きのこと

- 10 国税の特別措置 (P. 12)
- 11 県税の特別措置 (P. 12)
- 12 市町村税の特別措置 (P. 13)
- 13 公共料金の減免措置 (P. 14)
- 14 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 14)
- 15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 15)
- 16 運転免許証を紛失した場合 (P. 16)
- 17 自動車に被害を受けた場合 (P. 16)
- 18 自動車検査証の有効期限の延長 (P. 16)



民間の手続きのこと

- 19 生命保険の契約内容 (P. 17)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 17)
- 21 法律相談等の窓口 (P. 17)



医療・健康のこと

- 22 医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用 (P. 19)
- 23 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 19)



教育のこと

- 24 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 20)



事業者の方へ

- 25 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 21)
- 26 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 23)



その他の情報

- 27 発達障害のある方の支援 (P. 24)
- 28 災害ボランティア (P. 24)
- 29 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 25)
- 30 ペット動物に関する相談窓口 (P. 26)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 神奈川県内の市区町村における「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。

市区町村		担当部署	電話番号
川崎市	川崎区役所	危機管理担当(区役所7階)	044-201-3327
	大師支所	区民センター2階庶務係	044-271-0136
	田島支所	区民センター3階庶務係	044-322-1967
	幸区役所	危機管理担当(区役所4階3番窓口)	044-556-6610
	中原区役所	危機管理担当(区役所4階)	044-744-3146
	高津区役所	危機管理担当(区役所5階第1・2会議室)	044-861-3146
	宮前区役所	危機管理担当(区役所1階)	044-856-3137
	多摩区役所	危機管理担当(区役所10階)	044-935-3135
	麻生区役所	危機管理担当(区役所3階37番窓口)	044-965-5115
相模原市	緑区役所	区民課(合同庁舎2階)	042-775-8803
		大沢まちづくりセンター	042-761-2610
		城山まちづくりセンター	042-783-8103
		津久井まちづくりセンター	042-780-1400
		相模湖まちづくりセンター	042-684-3214
		藤野まちづくりセンター	042-687-5514
		串川出張所	042-784-2604
		鳥屋出張所	042-787-0611
		青野原出張所	042-787-0002
		青根出張所	042-787-2511
		津久井中央連絡所	042-784-2400
		牧野連絡所	042-689-2121
		佐野川連絡所	042-687-2606

市区町村		担当部署	電話番号
相模原市	中央区役所	区民課(市役所本館1階)	042-769-8227
		大野北まちづくりセンター	042-752-2023
		田名まちづくりセンター	042-761-0056
		上溝まちづくりセンター	042-762-0079
	南区役所	区民課(合同庁舎1階)	042-749-2131
		大野中まちづくりセンター	042-742-2226
		麻溝まちづくりセンター	042-778-1006
		新磯まちづくりセンター	046-251-0014
		相模台まちづくりセンター	042-744-1609
		相武台まちづくりセンター	046-251-5373
		東林まちづくりセンター	042-744-5161
平塚市役所		固定資産税課	0463-21-8768
小田原市役所		市民税課(本庁舎2階)	0465-33-1351
茅ヶ崎市役所		市民税課(本庁舎2階)	0467-82-1111(代表)
秦野市役所		防災課	0463-82-9621
厚木市役所		市民税課(本庁舎2階)	046-225-2012
南足柄市役所		税務課(市役所1階)	0465-73-8016
箱根町役場		税務課	0460-85-7750
湯河原町役場		税務課(第2庁舎1階)	0465-63-2111(代表)

※ 火災などによる「り災証明書」の発行につきましてはお住まい近くの消防署にお問い合わせください。



住まいや身の回りのこと

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。
詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

県、市等	問合せ先等																					
神奈川県	【提供住宅】（令和元年10月15日現在）																					
	<table><tr><th>（団地名）</th><th>（場所）</th><th>提供戸数（戸）</th></tr><tr><td>野川南台アパート</td><td>川崎市宮前区野川</td><td>50</td></tr><tr><td>三ヶ木グリーンハイツ</td><td>相模原市緑区三ヶ木</td><td>4</td></tr><tr><td>ハイツ東逗子</td><td>逗子市沼間4丁目</td><td>1</td></tr><tr><td>沼間南台ハイツ</td><td>逗子市沼間1丁目</td><td>1</td></tr><tr><td>浦賀かもめアパート</td><td>横須賀市鴨居2丁目</td><td>12</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5団地</td><td>68戸</td></tr></table>	（団地名）	（場所）	提供戸数（戸）	野川南台アパート	川崎市宮前区野川	50	三ヶ木グリーンハイツ	相模原市緑区三ヶ木	4	ハイツ東逗子	逗子市沼間4丁目	1	沼間南台ハイツ	逗子市沼間1丁目	1	浦賀かもめアパート	横須賀市鴨居2丁目	12	合 計	5団地	68戸
	（団地名）	（場所）	提供戸数（戸）																			
	野川南台アパート	川崎市宮前区野川	50																			
	三ヶ木グリーンハイツ	相模原市緑区三ヶ木	4																			
	ハイツ東逗子	逗子市沼間4丁目	1																			
	沼間南台ハイツ	逗子市沼間1丁目	1																			
	浦賀かもめアパート	横須賀市鴨居2丁目	12																			
	合 計	5団地	68戸																			
	【入居条件等】																					
(1) 対象者：																						
令和元年台風第19号により自宅が大きな被害を受け、居住困難になった県民の方																						
(2) 提供期間：入居から原則3ヶ月（最長6か月まで更新可）																						
(3) 使用料：																						
住宅使用料・敷金は免除※共益費、光熱費等は入居者負担																						
(4) 申し込み先：																						
○川崎市民の方：																						
川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課																						
044-200-2948（午前8時30分から午後5時15分まで受付）																						
○相模原市民の方：																						
相模原市都市建設局まちづくり計画部市営住宅課																						
042-769-8256（午前8時30分から午後5時00分まで受付）																						
※その他市町村の申し込み先については調整中です。																						
【問合せ先】																						
（制度全般について）																						
神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課 電話045-210-6531																						
住宅企画グループ 電話045-210-6539																						
（提供住宅について）																						
神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課 電話045-210-6533																						
住宅管理グループ 電話045-210-6543																						

県、市等	問合せ先等																														
相模原市	【提供住宅】（令和元年10月18日現在） 提供市営住宅一覧(5戸)																														
	<table><tr><td>団地</td><td>戸数</td><td>所在</td><td>間取り</td><td>階数</td><td>エレベーター</td></tr><tr><td>佐野川住宅</td><td>1</td><td>緑区佐野川</td><td>2DK</td><td>2階</td><td>無</td></tr><tr><td>田名塩田団地</td><td>2</td><td>中央区田名塩田</td><td>2LDK</td><td>3階</td><td>有</td></tr><tr><td>富士見団地</td><td>1</td><td>中央区富士見</td><td>3DK</td><td>5階</td><td>無</td></tr><tr><td>石橋団地</td><td>1</td><td>中央区上溝</td><td>2DK</td><td>2階</td><td>無</td></tr></table>	団地	戸数	所在	間取り	階数	エレベーター	佐野川住宅	1	緑区佐野川	2DK	2階	無	田名塩田団地	2	中央区田名塩田	2LDK	3階	有	富士見団地	1	中央区富士見	3DK	5階	無	石橋団地	1	中央区上溝	2DK	2階	無
	団地	戸数	所在	間取り	階数	エレベーター																									
	佐野川住宅	1	緑区佐野川	2DK	2階	無																									
	田名塩田団地	2	中央区田名塩田	2LDK	3階	有																									
	富士見団地	1	中央区富士見	3DK	5階	無																									
	石橋団地	1	中央区上溝	2DK	2階	無																									
	【入居条件】 入居資格:令和元年台風第19号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方 使用期間:原則3カ月(最長6カ月まで更新可)																														
	【使用料】 住宅使用料・駐車場使用料・敷金は免除 (その他経費:光熱水費、共益費等は自己負担)																														
	【入居開始】 それぞれ状況を確認し、調整の上で、順次御案内します。居住開始に当たり、修繕のため、入居までに時間を要する住宅もあります。																														
【申込み・問い合わせ先】 市営住宅課へ電話で申し込み・問い合わせ 電話番号 042-769-8256 受付時間 平日(月曜日から金曜日)午前8時30分から午後5時まで																															



お金のこと

3 生活再建のための支援金

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。全壊や大規模半壊などと認定された世帯には、住宅の被害程度に応じた基礎支援金（最大100万円）と住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大200万円）が支給されます。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

市	申請窓口
横浜市	鶴見区福祉保健課 (045-510-1791)
	神奈川区福祉保健課 (045-411-7131)
	西区福祉保健課 (045-320-8436)
	中区福祉保健課 (045-224-8152)
	南区福祉保健課 (045-341-1182)
	港南区福祉保健課 (0450847-8432)
	保土ヶ谷区福祉保健課 (045-334-6311)
	旭区福祉保健課 (045-954-6101)
	磯子区福祉保健課 (045-750-2411)
	金沢区福祉保健課 (045-788-7820)
	港北区福祉保健課 (045-540-2339)
	緑区福祉保健課 (045-930-2328)
	青葉区福祉保健課 (044-978-2434)
	都筑区福祉保健課 (045-948-2341)
	戸塚区福祉保健課 (045-866-8418)
	栄区福祉保健課 (045-894-6963)
	泉区福祉保健課 (045-800-2401)
	瀬谷区福祉保健課 (045-367-5710)

※ホームページ等で申請窓口等が紹介されている横浜市について記載しています。

4 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

5 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

6 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

9 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 台風により神奈川県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ 詳細は、神奈川労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

相談内容	問合せ先
雇用保険失業給付のご相談	神奈川労働局職業安定部職業安定課 045-650-2800
災害による雇用調整助成金に関するご相談	神奈川労働局助成金センター 045-277-8815

※その他、相談内容に係る窓口が不明な場合には、神奈川労働局企画課（045-211-7357）までお問い合わせください。



役所の手続きのこと

10 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
川崎北税務署	044-852-3221	中原区、高津区、宮前区
川崎西税務署	044-965-4911	多摩区、麻生区
川崎南税務署	044-222-7531	川崎区、幸区
相模原税務署	042-756-8211	相模原市
平塚税務署	0463-22-1400	平塚市、秦野市、伊勢原市
小田原税務署	0465-35-4511	小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町
藤沢税務署	0466-22-2141	茅ヶ崎市、寒川町
厚木税務署	046-221-3261	厚木市、愛川町、清川村
大和税務署	046-262-9411	海老名市、座間市

11 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。



名称	電話番号	管轄区域
川崎県税事務所	044-233-7351	川崎市川崎区、幸区
高津県税事務所	044-833-1231	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
相模原県税事務所	042-745-1111	相模原市
相模原県税事務所 津久井支所	042-784-1111	相模原市
平塚県税事務所	0463-22-2711	平塚市、秦野市、伊勢原市
藤沢県税事務所	0466-26-2111	茅ヶ崎市、寒川町
小田原県税事務所	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町
厚木県税事務所	046-224-1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
自動車税管理事務所	045-716-2111	神奈川県内全域（自動車取得税・自動車税）
自動車税管理事務所 川崎駐在事務所	044-276-0331	川崎ナンバー該当区域（自動車取得税・自動車税）
自動車税管理事務所 相模駐在事務所	046-285-0198	相模ナンバー該当区域（自動車取得税・自動車税）
自動車税管理事務所 湘南駐在事務所	0463-54-2011	湘南ナンバー該当区域（自動車取得税・自動車税）

1 2 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。



- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

1 3 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2 か月間、受信料が免除になります。

詳しくは N H K（0570-077-077 9:00～20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

1 4 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。

- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

- ◆ 市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日 8 時 30 分から 17 時 15 分]にお問い合わせすることもできます。



名称	電話番号	管轄区域
川崎年金事務所	044-233-0181	川崎区、幸区
高津年金事務所	044-888-0111	中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
平塚年金事務所	0463-22-1515	平塚市、秦野市、伊勢原市
厚木年金事務所	046-223-7171	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
相模原年金事務所	042-745-8101	相模原市
小田原年金事務所	0465-22-1391	小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町
藤沢年金事務所	0466-50-1151	茅ヶ崎市、寒川町

15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
横浜地方法務局	045-641-7461(代表)	
湘南支局	0466-35-4620	茅ヶ崎市、寒川町
川崎支局	044-244-4166	川崎区、幸区、中原区
麻生出張所	044-955-2222	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
西湘二宮支局	0463-70-1102	平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町
厚木支局	046-224-3163	厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
大和出張所	046-261-2645	海老名市、座間市
相模原支局	042-753-2110	相模原市



1 6 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、神奈川県運転免許センター（045-365-3111）にお問い合わせください。

1 7 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（自動車税種別割）の減免があります。
- ◆ 詳しくは、自動車税管理事務所（045-716-2111）にお問い合わせください。
- ◆ 被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 神奈川運輸支局 045-939-6800
 - ・ 軽自動車検査協会 神奈川事務所 050-3816-3118

1 8 自動車検査証の有効期間の延長

- ◆ 神奈川運輸支局では、災害救助法が適用された市町村に使用の本拠の位置を有する車両を対象に、10月15日～10月28日に期限を迎える自動車検査証（車検証）の有効期限を10月29日に延ばします。詳しくは、神奈川運輸支局（045-939-6800）にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

19 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001-731
- ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル0120-552-950

20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
- ・ 金融庁相談ダイヤル フリーダイヤル0120-156-811
(IP電話からは03-5251-6813)

21 法律相談等の窓口

- ◆ 神奈川県弁護士会では、台風19号に関する無料相談を開始いたしました。法律相談に限らず、お困りごとを弁護士に相談できます。

相談窓口：045-211-7711（神奈川県弁護士会）

（平日10：00～12：00、13：00～16：00）

相談窓口：電話による無料相談（面談相談をご希望の場合は、台風に関する相談は神奈川県弁護士会各法律相談センターの有料法律相談が初回のみ無料となります。）

民間の手続きのこと



- ◆ 神奈川県司法書士会では、台風19号に関する無料相談を開始いたしました。
相談窓口：045-641-2355（神奈川県司法書士会）
（平日16：00～19:00）
相談窓口：電話による無料相談



医療・健康のこと

2 2 医療機関の受診 介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

- ・ 関東厚生局 医療課 048-740-0815
- ・ 神奈川県 健康医療局 健康医療部 医療保険課 045-210-4881
- ・ 各医療機関

2 3 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- ・ こころの健康相談電話
0570-064-556 平日9時～21時(受付は20:45まで)



教育のこと

2 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じて申し込みください。

また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（03-6743-6011）にお問い合わせください。



事業者の方へ

25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

横浜支店中小企業事業	045-682-1061
横浜西口支店国民生活事業	045-311-2641
川崎支店国民生活事業	044-211-1211
小田原支店国民生活事業	0465-23-3175
厚木支店中小企業事業	046-297-5071

【神奈川県信用保証協会】 本店営業部 045-681-7178

【商工組合中央金庫】 横浜支店 045-201-3952

横浜西口支店 045-314-3211

川崎支店 044-244-1101

相模原営業所 042-786-6230

【商工会議所】

横浜	045-671-7400	厚木	046-221-2151
横須賀	046-823-0400	秦野	0463-81-1355
川崎	044-211-4111	鎌倉	0467-23-2561
小田原	0465-23-1811	三浦	046-881-5111
平塚	0463-22-2510	相模原	042-753-1315
藤沢	0466-27-8888	大和	046-263-9111
茅ヶ崎	0467-58-1111	海老名	046-231-5865



事業者の方へ

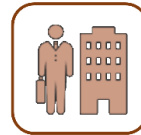
【神奈川県商工会連合会】 045-671-7481

【神奈川県中小企業団体中央会】 045-633-5131

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【中小企業庁】 神奈川県よろず支援拠点 045-633-5071



事業者の方へ

26 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 横浜支店	045-641-1841
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926-478
農林中央金庫 本店	03-3279-0111



その他の情報

27 発達障害のある方の支援

- ◆ 被災された発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談、支援を行っています。
詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	管轄区域
神奈川県発達障がい者支援センター	0465-81-3717	下記市以外の地域
川崎市発達障がい者支援センター	044-246-0939	川崎市にお住まいの方
相模原市発達障がい者支援センター	042-756-8411	相模原市にお住まいの方

28 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。
- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町村	ボランティアによる 支援の依頼窓口	問合せ先
川崎市	川崎市災害ボランティアセンター URL： http://www.csw-kawasaki.or.jp/	044-739-8710
小田原市	小田原市社会福祉協議会 URL： http://www.odawarashakyou.or.jp/	0465-35-4000



29 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）



30 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

相談窓口	連絡先	備考
神奈川県動物愛護センター	0463-58-3411	
川崎市動物愛護センター	044-589-7137	
相模原市保健所	042-769-9241	